



山形県公報

令和5年10月13日(金)
第446号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 認定鳥獣捕獲等事業者の変更の届出……………(みどり自然課) ……1041
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(農業技術環境課) ……1042
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……1043
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(村山総合支庁農村計画課) ……1044
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……1045
- 同……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……1046
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の実施の変更の通知……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業振興・経営支援課) ……1047
- 同……………(同) ……1048
- 同……………(同) ……1049
- 同……………(同) ……1051
- 同……………(同) ……1052
- 同……………(同) ……1053
- 大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見……………(同) ……1054

告 示

山形県告示第699号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第3項の規定により、認定鳥獣捕獲等事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
合同会社生活支援サービス
西置賜郡白鷹町大字深山2372番地
須田 信一

- 2 変更した事項
鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項
- 3 変更年月日
令和5年8月1日

山形県告示第700号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
鶴岡市農業協同組合
代表理事組合長 佐藤 茂一
鶴岡市日吉町3番1号
- 2 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変 更 前	変 更 後	備 考	
林 真太朗 もみ、玄米、小麦、大豆	同 左	国内産農産物に限る。	令和5年10月3日
高橋 弘 もみ、玄米、大豆	同 左		
難波 俊幸 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
菅原 透 もみ、玄米、大豆	同 左		
菅原 隼希 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
吉住 吉美 もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
石井 隆 もみ、玄米、大豆	同 左		
須田 朗弘 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
玉田 陽集 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
佐藤 泰紀 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
小林 欣一 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
菅原 智之 玄米	菅原 智之 もみ、玄米、大豆、そば		
鈴木 伸 玄米	鈴木 伸 もみ、玄米、大豆、そば		

山形県告示第701号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
最上郡大蔵村大字清水地内
 - 2 公共測量を実施する期間
令和5年10月5日から令和6年3月29日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）
-

山形県告示第702号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、米沢平野土地改良区理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
南陽市宮崎、露橋、沖田、鍋田、島貫、高梨及び萩生田
 - 2 公共測量を実施する期間
令和5年10月1日から令和6年3月4日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）
-

山形県告示第703号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、米沢平野土地改良区理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
東置賜郡高島町大字夏茂元津久茂
 - 2 公共測量を実施する期間
令和5年10月1日から令和6年3月4日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）
-

山形県告示第704号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、米沢平野土地改良区理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
東置賜郡川西町大字洲島
 - 2 公共測量を実施する期間
令和5年10月1日から令和6年3月4日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）
-

山形県告示第705号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和5年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
県 営 か ん が い 排 水 事 業	峯 岸 地 区	令和5年5月17日

山形県告示第706号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和5年10月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和5年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蔵王公園線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市蔵王堀田字吉高坂314番1から 同 まで	旧	17.3メートル ） 14.7	メートル 11
同 上	新	19.0メートル ） 15.5	同 上

山形県告示第707号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和5年10月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和5年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宝沢坊原線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市大字上宝沢字油沢1510番6から 同 まで	旧	7.0メートル ） 5.6	メートル 66
同 上	新	10.0メートル ） 7.5	同 上

山形県告示第708号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和5年10月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和5年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 蔵王公園線
- 2 供用開始の区間 山形市蔵王堀田字吉高坂314番1から
同 まで

- 3 供用開始の期日 令和5年10月13日

山形県告示第709号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和5年10月13日から同月27日まで縦覧に供する。
令和5年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 宝沢坊原線
2 供用開始の区間 山形市大字上宝沢字油沢1510番6から
同 まで
3 供用開始の期日 令和5年10月13日

山形県告示第710号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和5年10月13日から同月27日まで縦覧に供する。
令和5年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 玉川沼沢線
2 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字百子沢字後山173番27から
同 大坪188番1まで
3 供用開始の期日 令和5年10月13日

山形県告示第711号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
令和5年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
山形河川国道事務所管内 最上川上流村山地区
2 公共測量を実施する期間
令和5年9月28日から令和6年2月29日まで
3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測深（地図情報レベル1000）、航空レーザ測量（地図情報レベル500））

山形県告示第712号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
令和5年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
新庄市、最上郡大蔵村、同郡舟形町、尾花沢市、北村山郡大石田町（新庄河川事務所管内）
2 公共測量を実施する期間
令和5年9月2日から令和6年6月28日まで
3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測深）

山形県告示第713号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
上山市高野地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和5年10月10日から令和6年1月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第714号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
南陽市郡山地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和5年9月27日から令和6年3月29日まで
- 3 作業の種類
公共測量（3級基準点測量）

山形県告示第715号

令和5年4月県告示第283号（公共測量の実施の変更の通知）により告示された公共測量を実施する期間について、山形県知事から次のとおり変更する旨の通知があった。

令和5年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

（変更前） 令和4年10月3日から令和5年9月29日まで

（変更後） 令和4年10月3日から令和5年10月31日まで

山形県告示第716号

次の開発行為は、完了した。

令和5年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和5年9月12日 指令村総建第209号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東根市大字蟹沢字上縄目1800番3、1800番4、1800番5、1800番13、1800番19、1800番22、1800番23、1800番27、1810番7、1811番1、1812番5、1823番2、1823番5、1823番6、1823番7、1823番8、字下縄目1880番、1881番1、1881番3、1881番4、1926番6、1926番7、1927番2、2293番1、2314番、2315番
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
山形市あこや町三丁目8番9号 株式会社ヤマザワ

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び酒田市役所において令和6年2月13日まで縦覧に供する。

令和5年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタームサシ酒田店
酒田市泉町1番2

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
アークランドサカモト株式会社	新潟県三条市上須頃445番地	坂 本 雅 俊
山形ダイハツ販売株式会社	山形市白山三丁目8番30号	鈴 木 肇 子

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
アークランズ株式会社	新潟県三条市上須頃445番地	坂 本 晴 彦
山形ダイハツ販売株式会社	山形市白山三丁目8番30号	鈴 木 肇 子

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
アークランドサカモト株式会社	新潟県三条市上須頃445番地	坂 本 雅 俊
山形ダイハツ販売株式会社	山形市白山三丁目8番30号	鈴 木 肇 子

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
アークランズ株式会社	新潟県三条市上須頃445番地	坂 本 晴 彦
山形ダイハツ販売株式会社	山形市白山三丁目8番30号	鈴 木 肇 子

3 変更年月日

- (1) 2の(1)に掲げる事項

イ 名称に係るもの 令和4年9月1日

- ロ 代表者の氏名に係るもの 令和5年5月25日
- (2) 2の(2)に掲げる事項

- イ 名称に係るもの 令和4年9月1日
- ロ 代表者の氏名に係るもの 令和5年5月25日

- 4 届出年月日
令和5年9月8日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年2月13日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び天童市役所において令和6年2月13日まで縦覧に供する。

令和5年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンタームサシ天童店
天童市南小畑一丁目7番25号外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
アークランドサカモト株式会社	新潟県三条市上須頃445番地	坂 本 勝 司

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
アークランズ株式会社	新潟県三条市上須頃445番地	坂 本 晴 彦

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
アークランドサカモト株式会社	新潟県三条市上須頃445番地	坂 本 勝 司

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
アークランズ株式会社	新潟県三条市上須頃445番地	坂 本 晴 彦

3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項

- イ 名称に係るもの 令和4年9月1日
- ロ 代表者の氏名に係るもの 令和5年5月25日

(2) 2の(2)に掲げる事項

- イ 名称に係るもの 令和4年9月1日
- ロ 代表者の氏名に係るもの 令和5年5月25日

4 届出年月日

令和5年9月8日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年2月13日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び鶴岡市役所において令和6年2月13日まで縦覧に供する。

令和5年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

庄内アークプラザ
鶴岡市中野京田字大坪2番1号外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
アークランドサカモト株式会社	新潟県三条市上須頃445番地	坂 本 雅 俊
有限会社ガイパ大坪	鶴岡市布目甲110番地	水 口 順 子
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原二丁目19番4号	野 中 正 人

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
アー克蘭ズ株式会社	新潟県三条市上須頃445番地	坂 本 晴 彦
有限会社ガイパ大坪	鶴岡市布目甲110番地	水 口 順 子
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号	鈴 木 誠

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
アーランドサカモト株式会社	新潟県三条市上須頃445番地	坂 本 雅 俊
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原二丁目19番4号	野 中 正 人
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河 合 映 治
ロイヤルネットワーク株式会社	酒田市浜田一丁目7番20号	仲 條 啓 介
橋本井園株式会社	宮城県仙台市若林区六丁の目東町5番35号	橋 本 奈 保 子

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
アー克蘭ズ株式会社	新潟県三条市上須頃445番地	坂 本 晴 彦
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号	鈴 木 誠
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河 合 映 治
ロイヤルネットワーク株式会社	酒田市浜田一丁目7番20号	仲 條 啓 介
橋本井園株式会社	宮城県仙台市若林区六丁の目東町5番35号	橋 本 奈 保 子

3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項

イ アー克蘭ズ株式会社に係るもの

(イ) 名称に係るもの 令和4年9月1日

(ロ) 代表者の氏名に係るもの 令和5年5月25日

- ロ 株式会社しまむらに係るもの
 - (イ) 住所に係るもの 令和3年1月24日
 - (ロ) 代表者の氏名に係るもの 令和2年2月21日
- (2) 2の(2)に掲げる事項
 - イ アークランズ株式会社に係るもの
 - (イ) 名称に係るもの 令和4年9月1日
 - (ロ) 代表者の氏名に係るもの 令和5年5月25日
 - ロ 株式会社しまむらに係るもの
 - (イ) 住所に係るもの 令和3年1月24日
 - (ロ) 代表者の氏名に係るもの 令和2年2月21日

4 届出年月日
令和5年9月12日

- 5 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年2月13日までに知事に提出することができる。
- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び南陽市役所において令和6年2月13日まで縦覧に供する。

令和5年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンタームサシ南陽店
南陽市長岡字柳田2059番地

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
アークランドサカモト株式会社	新潟県三条市上須頃445番地	坂 本 勝 司

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
アークランズ株式会社	新潟県三条市上須頃445番地	坂 本 晴 彦

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
アーランドサカモト株式会社	新潟県三条市上須頃445番地	坂 本 勝 司

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
アーランズ株式会社	新潟県三条市上須頃445番地	坂 本 晴 彦

3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項

- イ 名称に係るもの 令和4年9月1日
- ロ 代表者の氏名に係るもの 令和5年5月25日

(2) 2の(2)に掲げる事項

- イ 名称に係るもの 令和4年9月1日
- ロ 代表者の氏名に係るもの 令和5年5月25日

4 届出年月日

令和5年9月12日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年2月13日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び東根市役所において令和6年2月13日まで縦覧に供する。

令和5年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワさくらんぼ東根店
東根市大字蟹沢字下縄目2293番地1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前)

名 称	所 在 地
(仮称) ヤマザワ東根蟹沢店	東根市大字蟹沢字下縄目2293番地1外

(変更後)

名 称	所 在 地
ヤマザワさくらんぼ東根店	東根市大字蟹沢字下縄目2293番地1外

4 変更年月日

令和5年9月12日

5 届出年月日

令和5年9月12日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年2月13日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更に關する届出があつた。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び新庄市役所において令和6年2月13日まで縦覧に供する。

令和5年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウンアクロスプラザ新庄
新庄市五日町字清水川1305番5号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市谷島町5番42号	真 船 幸 夫
三菱HCキャピタル株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	柳 井 隆 博

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- イ 荷さばき施設の面積
(変更前) 495.78平方メートル
(変更後) 444.78平方メートル

- ロ 廃棄物等の保管施設の容量

（変更前）89.48立方メートル

（変更後）69.38立方メートル

4 変更年月日

令和6年3月31日

5 届出年月日

令和5年9月19日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年2月13日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により長井市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び長井市役所において令和5年11月13日まで縦覧に供する。

令和5年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

おーばん南長井店

長井市館町南3819番地1外

2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日

令和5年5月12日

3 意見の概要

- (1) 荷さばき施設における商品の搬出入については、搬入計画に基づき午前7時からの搬入を遵守すること。また、遮音壁を確実に設置し、騒音の低減に配慮すること。
- (2) 長井市景観条例（平成23年3月長井市条例第2号）に基づく適正な手続きを執った上で、周辺の景観と調和した景観形成に十分配慮すること。
- (3) 届出内容について、周辺住民への十分な事前説明を実施すること。また、届出内容を遵守し、周辺の生活環境への影響に関する意見があった場合は速やかに対応すること。